

第 10 回千曲市景観審議会
議 事 録

平成 31 年 3 月 19 日

千曲市景観審議会

第 10 回千曲市景観審議会 議事録

1. 開会

◎事務局（宮尾課長）

皆様こんにちは。ただいまから、第 10 回千曲市景観審議会を開会いたします。

委員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます都市計画課長の宮尾でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

始めに、委員の皆様の出席状況をご報告申し上げます。

本日の審議会は、委員総数 13 名のうち、11 名の出席をいただいております。過半数の出席がございますので、千曲市美しいまちづくり景観条例第 33 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお本日、欠席の委員は梅干野委員さん、島田委員さんの 2 名でございます。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料は過日郵送でお届けさせていただいたものと、本日、机の上にお配りさせていただいたものがございます。

まず、郵送でお届けしたのですが、冊子状の「千曲市景観計画（改定案）」でございます。また、本日机の上にお配りさせていただいたものは、本日の会議次第、それと、委員名簿、次に、千曲市景観計画（改定案）に対する意見募集結果、パブリックコメントの結果の結果でございます。以上でございますが、ご確認をいただきまして不足がございましたらお申出をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

次第の 2、「会長あいさつ」でございます。吉澤会長お願いいたします。

2. 会長あいさつ

◎吉澤会長

本日は、第 10 回目の千曲市景観審議会の開催となりますけれども、皆さんにおかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます

前回と前々回と、前々回の審議会のときに、市長さんから景観計画の改定についての諮問がありましたものですから、今回は前回の審議を踏まえて改定内容について引き続き審議をして参りたいと思います。内容について承認いただければ、市長への答申も今日行っていこうかと、会議をそんなに開催できないものでございますから、皆さんから今日は色々な、それぞれの方面からご意見をいただいて、何とかまとめていきたいと思っておりますので本日はよろしくお願ひします。

◎事務局（宮尾課長）

ありがとうございました。

それでは3の議事に移りますが、景観条例第33条第1項の規定に基づき、吉澤会長に議長をお願いいたします。

3. 議事

（1）調査審議 千曲市景観計画（改定案）について

◎吉澤会長

それでは、次第に沿いまして進めて参りたいと思います。まず最初に、調査審議「千曲市景観計画（改定案）」について進めたいところですが、本日の議事録署名委員をお願いしたいと思いますが、本日は馬場委員さんと丸山委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の方へ入りたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。事務局からご説明をお願いします。

◎事務局（湯本係長）

改めまして、こんにちは。都市計画課計画係長の湯本です。

調査審議の「千曲市景観計画（改定案）について」これまでの経過やパブリックコメントの実施結果などを含め、説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

千曲市景観計画につきましては、平成21年8月に策定されましたが、その後10年ほど経過する中で、稲荷山地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的風致維持向上計画が策定されたことで、良好な景観形成への市民の意識が高まってきたことや、太陽光発電施設の急速な普及が見られるなど、千曲市の景観を取り巻く状況が大きく変化してきています。

これらの社会情勢の変化に加え、第二次千曲市総合計画や第二次国土利用計画（千曲市計画）が策定され、千曲市都市計画マスタープランの見直しも今年度に行ったことから、それらを踏まえ本計画の見直しを行うものです。

策定の経過等でございますが、お手元の改定案の116ページ、後ろから2枚めくったところになります。こちらをご覧ください。

平成30年6月に策定委員会を開催し、景観計画の改定方針を決定し、7月には市長の諮問により景観審議会を開催しました。改定の基本的な方針について承認をいただきましたので、パブリックコメントを実施し市民等からの意見をお聞きしました。

その後、関係部署との調整を行いながら11月に策定委員会を開催し、12月の景観審議会で承認いただきました改定案によりパブリックコメントを実施いたしました。

2月には関係部署との最終調整を行うとともに、景観形成重点地区の姨捨地区などの届

出対象行為等について、規則改正を行いました。

3月の策定委員会を経て、本日の景観審議会に至っております。

なお、本日の審議会において答申をいただきましたら、公告を行う予定です。

策定の経過の主な内容は以上です。

また、117ページでございますが景観審議会委員の名簿を掲載させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

続いて、12月から1月にかけて実施しましたパブリックコメントについて、一人の方よりご意見をいただきましたので、本日お配りしました資料の「千曲市景観計画（改定案）に対する意見募集結果」をご覧ください。

もろもろご意見をいただきましたが、時間の都合上ご説明は省かせていただきますので、後ほどご覧ください。

次に、前回の景観審議会でお示ししました改定案の後に修正を行った主なものについて、ご説明いたします。

審議会委員の皆さんからもご意見、ご指摘をいただきましてありがとうございます。

まず、計画内容とは関係ありませんが、表紙のデザインについてです。写真なども検討いたしました。最終的にはイラストとし、山々と棚田をバックに街並みと千曲川をイメージしたものいたしました。

また、計画書全般ですが、写真や図面等の配置等についても、できるだけ見やすいよう配置し、表現の一部もわかりやすくいたしました。

2ページをご覧ください。本文の下から7行目、その後10年ほどのくんだり以降ですが、今回の改定の経緯等について追記いたしました。

10ページをご覧ください。今回、差替え等していませんが、10ページの下の部分、※1の一番右側、P102からとなっておりますが、こちらページの都合上から変更いたしましたので、103ということで変更をお願いします。

次に12ページをご覧ください。千曲市の図面ですが、より千曲市の状況がわかる図面といたしました。

13から14ページの土地利用の図面ですが、配置の関係上、小さくて申し訳ありませんが、宅地の色が濃い茶色で主要道路等がわかりにくいため、色の変更を行いたいと考えていますので、ご承知いただきますようお願いいたします。今回、間に合わなくて、申し訳ありませんでした。また、14ページの③現在の風景と土地利用の図面ですが、長野電鉄屋代線の廃止や一部土地利用について修正を行いますので、ご承知いただき、併せてご承認いただきますようお願いいたします。

次に少しページが飛びますが、52ページをご覧ください。

表中の都市地域ですが、修正前は「第二次国土利用計画（千曲市計画）において都市に位置づけられた・・・」となっておりますが、「千曲市都市計画マスタープランにおいて都市ゾーンに位置づけられた・・・」に修正いたしました。理由といたしましては、改正

前の国土利用計画では明確に位置づけがされていましたが、第二次国土利用計画では、その位置づけが明確となっていませんでしたので、明確に位置づけがされています千曲市都市計画マスタープランに代えさせていただきます。

また、地域区分図においても千曲川が水域として色塗りされていませんでしたので併せて修正いたしました。

次に 74 ページをご覧ください。桑原・稲荷山・八幡地区の図面ですが、稲荷山重要伝統的建造物群保存地区のエリアを明記し、山口委員さんからもご指摘をいただきましたが、郷土環境保全地域であります大雲寺自然探勝園の区域を図面に明記し、主要施設等も追加しました。

次に 80 ページをご覧ください。

6-1 届出対象行為でございますが、本文中の上から 3 行目、千曲市宅地開発指導要綱となっておりますが、正式には千曲市宅地開発等指導要綱となっておりますので、等を追加していただきますようお願いいたします。同じページの 1) の姨捨地区については、5 章の 3 景観重点地区とその候補地に記載してありましたが、届出対象行為であることから、6 章に記載することが適当ということで 6 章に移動させていただきました。

また、太陽光発電施設など本改定に併せ千曲市美しいまちづくり景観条例施行規則の一部を改正し、その内容を明記しました。82 ページのその他地区についても同様です。

次に 83 ページの景観形成基準ですが、届出対象行為と同様に、姨捨地区を 5 章から 6 章に移し、85、86 ページ及び 90、91 ページですが、太陽光発電施設等の設置に関する事項について、イラストや写真等によりわかりやすいように修正いたしました。

次に 99 ページをご覧ください。

小宮山委員さんからもご指摘がありました。屋外広告物規制適用地域の図面の文字をできるだけ大きくし、見やすくいたしました。

続きまして、102 ページをご覧ください。

千曲市の景観資源ですが、こちらにつきましては、これ以降は参考資料でしたので、審議会委員の皆様には初めてお示しいたします資料となります。

千曲市固有の景観として、自然系景観資源、歴史・文化系景観資源、都市施設系景観資源に分類されていますが、全体見直しを行う中で、できる限りわかりやすくいたしました。詳細は省かせていただきますが、ご確認をいただければと思います。また、図面等がございますが、106、107 ページの自然系景観資源の分布図、A4 印刷のため、途中で分かれている状況でございますが、こちらの図面と 110、111 ページの歴史・文化系景観資源の分布図、こちらについてはもう少し字を大きくできるかどうか、検討させていただいて、もう少し見やすくできればと思っております。ただ、114、115 ページの都市施設系景観資源の分布図につきましては、かなり図面内に文字が詰まっているため、こちらは字を大きくするのは難しいかと思っておりますので、これでご了承いただければと思います。

なお、こちらに載っている文言、内容等につきましては、図面の前のページに記してご

ございますので、ご確認いただければと思います。

以上、これまでの経過や主な修正点についてご説明させていただきましたが、本改定案のとおり、千曲市景観計画の改定について、ご承認いただきたく、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

私の説明は以上です。

◎吉澤会長

前は章ごとやりましたけれども、今回はここまでまとまってきておりますので、それぞれ何かご意見等ありましたら発言していただければと思います。

◎山口委員

5ページの言葉の表現と言うのでしょうか、第二次国土利用計画（千曲市計画）の下に市土という言葉が出てくるのですが、これは、私も初めて聞いたのですが、市の土地ということでそういう風に表現されたのですか。一般的には、土地は国土と呼んでいると思うのですが、新しい言葉は50年とか100年経たないと定着しないと聞いているのですが、こういう市土って言葉は一般的に用いられているのですか。その辺をお聞きしたくて。

◎事務局（湯本係長）

いま、山口委員さんから、5ページの第二次国土利用計画の中の市土利用と国土方針または、市土利用についての市土という言葉についてご質問いただきましたが、おっしゃるとおり、市の土地の利用ということで国土利用計画、第一次から、その前からの引き続いた表現をさせていただいております。計画内容にも市土利用の基本方針ということで明記されておりますので、その内容をそのまま転記をさせていただいております。

◎山口委員

では、千曲市だけの問題ではなくて、全国の市町村でそのような表記をしているというわけですね。

◎事務局（湯本係長）

はい。そうです。

◎山口委員

わかりました。

それでは引き続き、私の関係だけチェックして参りましたので、ここで申し上げたいと思いますが、次、11ページの写真は替えるのですね。これ。11ページの棚田と三峯山と書いてありますけれども、このとおり写っているのは、冠着山なのですから。

◎事務局（湯本係長）

これについてはすみません。差し替えたものをご覧いただければ。

◎山口委員

はい。わかりました。それは、そういうことで了解いたしました。

次、57 ページの方針図の写真は、中原の和田酒造さんです。ですから桑原地区とコメントしてありますけれども、中原地区にするのか、写真を替えるのか、その辺をちょっと訂正していただければと思います。

◎事務局（湯本係長）

はいそうですね。申し訳ありません。こちらは桑原地区となっておりますので、写真の差し替えをさせていただきたいと思います。

◎吉澤会長

こちらは桑原の街なみの写真に差し替えるということですね。

◎事務局（湯本係長）

はい。

◎山口委員

次、62 ページ。一番左の姨捨の景観に配置した看板ということで、これは何か意味がわからないのですが。この辺を何か工夫していただければと思います。多分これはバス停か何かですか。

◎事務局（湯本係長）

バス停の下に案内看板がありまして、そちらの方の表記をしたのですが、分かりづらいのでもう少し大きく表記をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎山口委員

それと 66 ページ。これの関係ですけれども、社寺林古木っていう中に入るのかどうかわかりませんが、この景観審議とは直接関係ないのですが、一週間くらい前に、稲荷山の郵便局の手前のケヤキの大木が、赤いお稲荷さんか何かの庭園がありまして。そこに大きな抱えて 2 m 以上のケヤキがあるのです。そのケヤキの 2 m か 3 m くらい上で切られちゃっている。そういうものは、景観審議の届出なり何か対象になるのかどうか。その辺を、いま審議しているのとは次元が違うかもしれませんが、現実的に今、審議している問題

について、簡単に、300年、400年経った木をですね、重要伝統的建造物群で今、色々やっている地域の中でさえ、こういう木が切られている現実があるものですから。

◎吉澤会長

審議委員会長としての意見から言うと、あそこは通学路で子供たちの上に枝が落ちて危険だということが再三言われていて。それで、あの周辺の造成工事等が始まったものだから、造成と合わせてやっていただこうということで、所有者の方も自分では切れないから支障になる部分は切ってくださいと言うことで進めたと思います。切る前に行って、結果はまだ見てないけれど。

◎山口委員

そうですね。残念というか一生懸命に木も成長して、300年、400年経ったのに簡単に切れちゃって、ちょっとあれかなあと。子供さんが危ないってことのないように枝を切ったりして、落ちないように努める。最低限、今の人間が努力しなきゃいけないと思うのです。そういうのを簡単に切っちゃうっていうのは、これから人間が共生していくのにいいのかなと。それで、そんなことで発言させていただきました。

それから次の所で、細かいものが色々あって、私も名前が載っているものですから、いい加減なチェックと言われちゃいけないものですから、チェックをさせていただいたのですが。

106ページの自然系の景観資源分布図の中で、多分把握されていないと思うのですが、聖山高原、猿ヶ馬場峠の左に樺平のブナ林があるのですが、その近くにクリの大木の林があるのです。それも是非ここへ載せていただければと思います。今、クリの林っていうのは貴重なのですよ。

たまたま私、そういう所を良く知っているものですから。つい、気になってしまって。一度見ていただければ本当に立派なクリの大木がいっぱいあるので、是非、入れていただきたいと思います。

◎吉澤会長

場所はどの辺ですか。

◎山口委員

聖湖の所からずっと上がって行きます、大岡へ抜ける途中ですが。本当に立派で見事なので、是非見ていただきたいと思います。

それともう一点、先ほど図面がありましたが、川の名前が違っています。荏沢川って川が。

◎事務局（湯本係長）

74 ページですね。74 ページの蟹沢川が荏沢川になっているってことですね。

◎山口委員

そうですね、この荏沢川っていうのが間違いです。治田神社の上の宮の上のところを流れているのが、荏沢川です。それで、この荏沢川って書いてあるところが、蟹沢川です。間違っています。

◎事務局（湯本係長）

ちょうど、74 ページの治田神社上の宮の、図面でいうと下側に入っているのが荏沢川ってことでよろしいですね。確認不足ですみません。こちら修正いたします。

◎山口委員

蟹沢川が記入されていませんので、荏沢川の所を蟹沢川に修正をお願いします。

◎事務局（湯本係長）

川の名前関係につきましては、基本的には一級河川について明記をさせていただいておりますので、荏沢川は一級河川ですが蟹沢川については、今すぐわかりませんので確認し、一級河川であれば表記いたしますが、そうでなければ全部の川の名前を入れるようになってしまいますので、そちらの方は、後ろの参考資料で見ていただくということでお願いいたします。

◎山口委員

もう一点。その治田神社上の宮っていうのは、上に書いてあるのですけれど、下の方は、治田神社だけです。一般的には、治田神社っていうのは両方にあるのですけれども、この治田公園のところにあるのは、下の宮っていうのです。間違えないように、そういうふうに入れておいた方がいいのではないかと思います。上と下とあります。私からの資料を見た限りでの違っているところは以上です。

◎事務局（湯本係長）

はい。ありがとうございます。会長すみません、発言してよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

はいどうぞ。

◎事務局（湯本係長）

先ほどの治田公園の下の宮の件については、こちらで正式に登録してあるものなのかどうか、名称が下の宮ということで表記していかどうか、確認してから検討させていただきたいと思いますので、ご了承いただければと思います。山口委員さんの方からご指摘いただいた荏沢川等については、修正をさせていただきます。あと、ご意見のなかでありました 66 ページの稲荷山郵便局の前の木を切ってしまったという件ですけれども、こちらについても、例えば天然記念物だとか文化財として登録されているものについては、そちらのでも規制等がありますが、通常個々で持っているものについては、切っちゃいけないとか切ってくれというのはなかなか難しい部分があるかと思います。そういった指定がされていないものにつきましては、98 ページになりますけれども、第 7 章のところに、景観重要建造物もしくは景観重要樹木の指定ということで、こちらは市民発意が原則となりますが、市民もしくは景観整備機構から指定してほしいということになりますと、審議会とも協議し指定をしていくということになります。現在のところ千曲市で指定されているものはございませんが、もし今後そういったものがございましたら、ぜひこちらの方もご提案なり、ご検討をいただければと思っております。

106 ページのところに、ブナの木そばにクリの大木といったお話をいただいたのですが、そちらは、聖のから大岡の方へ行くところ。そちらは千曲市内ということでよろしいでしょうか。

◎山口委員

そうです。

◎事務局（湯本係長）

では、後で場所等を教えていただければと思います。

ただ、こちらに記載してあるものについては、基本的には天然記念物や文化財の方で指定をされているものを中心に載せてありますので、指定されてないものを載せるかどうかにつきましては、検討させていただければと思います。以上です。

◎吉澤会長

はい、いま最後のその植物っていうのは、105 ページを見ればいいわけですか。巨樹・巨木っていう・・・こちらに書いてあるものが図に載せてあるということによろしいですか。

◎事務局（湯本係長）

はい、そうです。ただ、概ねということでした。全部が指定されているものではありませんので、ご意見をいただいた場所につきましても、検討させていただければと思います。

◎吉澤会長

はいわかりました。

他の方も順次お願いします。丸山さんどうぞ。

◎丸山委員

先ほどの106、107ページのところで右下の部分ですかね。上山田のところ、桑原八坂地区のリンゴ、その下の桑原の柏、桑原のくまの水木とあるのですが、全部漆原ではないかと思うのですが。

それから5ページ目からいくつかあるのですが、3月中に印刷したということであれば、平成になると思うのですが、30年度から何年度までというふうに見た場合に、新しい年号になってしまうので、わかりにくくなってしまっているのか、この表記でいった方がいいのか疑問がありますけれども。以上です。

◎事務局（湯本係長）

はい。丸山委員さんの方からご指摘いただきまして。先ほどの桑原ではなく漆原が正しいのではという件ですが、チェック漏れで申し訳ございません。漆原が正しいので修正をさせていただきたいと思います。

◎吉澤会長

新元号は難しいですね。悩ましいですけれども。まあ、3月でなく4月にだせば、わかっているからこういうふうにはならないのかもしれないけれども。元号を使って全て統一してくってことなのですか。

◎事務局（湯本係長）

はい。ありがとうございます。5ページの平成30年度から38年度という表記ですが、計画についてはこういう表記で行っておりますが、明らかに平成38年は存在しないものですから、西暦表記を併記させていただきたいと思っております。例えば、117ページに景観審議会の委員さんの任期ということで、下にこのような表記をさせていただいております。併記という形で、ご指摘のとおり修正させていただきたいと存じます。

◎吉澤会長

要するに、平成30年度の後に括弧して2018年度って書くってことですね。

◎事務局（湯本係長）

はい。

◎吉澤会長

わかりました。それでよろしいですか。

はい。他にそれぞれいかがですか。

武井委員。

◎武井委員

計画段階と現在とで若干のずれがあるかなという気がするのですけれども、その中で特に思いあたるのが、13ページの上から10行目、更埴ジャンクションが設置されるとともに、北陸新幹線が整備されましたとあるのですが、北陸新幹線は敷設されたけれども、いまの状態地域にとって整備されたといえるのかと私は考えるのですけれども。それによって利便性が上がったとかってなれば、整備されたってなると思うのですが、ただ単に線路ができたというだけで整備されたっていうのは、どうかと思うわけでありまして。また、21ページですけれども、文書の最後の方に、夏の「千曲まつり」やブレイブウォリアーズの大会に併せてイベントを行うなど、新たなにぎわいが定着しつつあります。とあるのですけれども、ここしばらくの間、ブレイブウォリアーズの件に触れていいものなのかどうかという感覚があるのですが、どうなのでしょう。あと、もう一か所ですけれど、27ページの上から3行目に夏の風物詩としての「つけば」や川釣りってあるのですけれども、「つけば」というのは夏の風物詩であるかという問題。4月から7月にかけては「つけば小屋」ですが、それ以降9月までは「あゆ小屋」になるので「あゆ小屋」は「つけば小屋」とは言わないと思いますので夏と限定していいのかどうか。以上3点です。

◎吉澤会長

はい、じゃあ、事務局の方から。13ページは主語が平成に入ると、となっている章なので平成に入ってからのことを書いているのだろうとは思いますが。

◎事務局（湯本係長）

はい。今、ご指摘いただきました北陸新幹線。整備なのか、ただ敷設されただけなんじゃないのかというご意見かと思えます。まず、北陸新幹線の、当時は長野新幹線だったと思いますが、景観に及ぼす影響の大きい建造物ということでこちらの部分に、景観計画の中にうたわせていただいておりますが、整備ということで載せるのがいいのかどうかということ、また、検討させていただきまして、こちらの表記を変更させていただくか、このままの表記とするのか検討させていただければと思います。

続きまして、21ページですが、夏に行われる「千曲まつり」やブレイブウォリアーズの大会に併せてというような部分であります。ご案内にありましたようなブレイブウォリアーズのニュース等ございましたが、非常に難しい内容ではございます。ただ、例年「千曲まつり」やブレイブウォリアーズにつきましては、千曲市がホームタウンであることは間違いありませんが、アリーナが検討されているということですので、ブレイブウォリア

ーズは変わらず千曲市の宣伝役ということで、こちらの方は、よろしいかと思っております。

続きまして、27 ページです。夏の風物詩としての「つけば」という所ですが、夏の風物詩という表現がいいかどうかということでございますので、こちらにつきましては研究をさせていただいて、適切な言葉がございましたらそのような形に修正させていただきたいと存じます。

それか、夏というか、初夏というような形に限定するか、そもそも夏の風物詩としてのという部分をとってしまうかということになるかと思いますが。もし、なにか委員の皆さままで適切な言葉等ございましたら、出しただければ非常に助かります。

◎吉澤会長

これは、どうなのでしょうね。夏とかって限定しなければ、ようするに川でやるってことで、つけば漁とかおちあい漁とかっていう、そういった魚の収穫方法っていうか、そういう専用の方法があるってことを述べればいいのではないかと思うのですが、武井委員さんの方で何か腹案みたいなものはありますか。

◎武井委員

限定してしまうとあれですから。まあ、春先4月か初夏ですか、秋口にかけてとなりますので、逆に季節をはずせば良いかと思いますが。

◎事務局（湯本係長）

すみません。夏なのか、初夏なのかといったところですが、前回の景観計画の際には、夏という言葉は入ってございません。風物詩としてのつけ場やといった表現になっておりますので、元に戻して「夏の」を削除するということがよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

それでは季節を取るということで、武井さんいいですか。

◎武井委員

はい。

◎吉澤会長

田中さんは、どうですか。

◎田中委員

はい。ざっといまお聞きしたところもですが、99 ページですけど、屋外広告の区画の

わかれ目が明確でないということで。都市計画の地図がありますよね。できればもうちょっと大きくして、わかりやすくしたかたちで出していただけると、非常に助かると思います。

これはまだ、長野県の規制に沿ってということなので、千曲市では確実に制定したわけではないのですかね。その辺はどんな感じになっていますか。

◎事務局（湯本係長）

はい。99 ページの図面ですが、こちらは市の都市計画図、用途地域等を含めました都市計画図に、規制関係の禁止地域、または許可地域を載せているということでございます。もっと見やすくというご指摘ですが、これでもだいぶ見やすくはさせていただいたのですが。最終的なものは、こういうエリアだよってことで載せてございますが、大きな図面等については、市の方にA1サイズくらいのものでございます。

◎吉澤会長

都市計画図の中におとしてあるということですか。

◎事務局（湯本係長）

はい、そうです。こちらの方も、たとえば高速道路から見える範囲ですとか、鉄道からの範囲ですとか、そのような範囲で示されているものでございまして。ご指摘のように、屋外広告物の条例については、今、市の方でもこの景観計画の改定もございまして、今後いろんなことが想定されるということで、条例制定に向けて進めたいのですが、まず、市内の屋外広告物の状況を調査するのに、莫大な費用がかかるというようなことがあります。なかなか進んでいないというのが現状でございます。ですので、今の段階では、こちらの図面を利用していただいて、もう少し明確にできるかどうかをさせていただきますが、あまり、すごくきれいなるってことはできないものでございますから、ご了承いただければと思います。

◎吉澤会長

わたしから発言で申し訳ないのだけれども、前のやつだと高速道路と幹線道路と、それから新幹線の部分と国道が入っている。今度のもは塗られちゃって、どこが道なのかわからないから、できればこれが入った方が、幅とかエリアとかがわかるのではないかな。幅は確かにこれで間違っていないのしょうけど、どこにどれがあつてというものがわからないとイメージしづらいかなと。前の図の84ページの感じの方が精度は大雑把ですけど幅がわかっているかなと。

◎事務局（湯本係長）

はい。いま色々ご意見をいただきまして、前回のものについては、ぱっと見たときには見やすいものになっておりますが、規制の部分については、ちょっと違う部分もございましたので、今回、規制をされている部分については明確に表記をさせていただきました。ただ、今おっしゃいますように、高速道路の範囲や鉄道の部分とか、例えば18号等のラインが入っていればわかりやすいのではないかと。というご指摘でございますので、こちらの方に入れ込みをさせていただいて、こちらの方で判断をさせていただくというあたりでもよろしいでしょうか。

◎吉澤会長

希望的で、作業が間に合わなければこれでもいいのですが、もしそういったことが可能であれば、検討してみただけると。

◎事務局（湯本係長）

わかりました。検討させていただいて、できるだけわかりやすく表記をさせていただければと思っております。

◎吉澤会長

石井さんいかがですか。

◎柿崎委員

いいですか。

◎吉澤会長

どうぞ。

◎柿崎委員

はい。大変内容の濃い計画だと思います。特に推進体制としては、何か考えていますか。

◎事務局（湯本係長）

はい。推進体制ということで、いまご意見いただきました。今回の景観計画の改定にいたしましては、改定にかかわる策定委員会というものを庁内で設けまして、その内容について審議会委員さんにお諮りしております。推進体制ということでございますが、今後どのような形でみていくかということだと思いますが、景観計画に沿って、こちらの方で処理をさせていただきますけれども、近年、大型施設の建設、また太陽光などそういったものも増えてきているところがございますので、そういった景観に大きく影響を及ぼすもの等につきましては、規定に則っていても、できるだけ景観審議会の委員さんにご意見を

いただいたり、報告をさせていただくようなことを考えております。ただ、すぐに年間に何回も開催するってことはなかなか難しいものですから、開催がかなわないようなときは、たとえば郵送やメールといったもので審議会の委員さんが承知していなかったというようなことにならないように、市の方としてはこういった形で進めています。景観の基準には、こういった形で則っています。といった形で、できるだけ大きく影響を及ぼすようなものについては、逐次ご報告をさせていただきながら進めたいということは考えております。

◎柿崎委員

はい、ぜひ。絵に描いた餅という形にならないように。本当は数値目標ができる市民もわかりやすいのですが。なかなかこれ、景観計画推進目標というのは、なかなか知られていないのかもしれませんが、なにか市民の方にわかりやすいような、このくらい進んだよというものができるのであればありがたいなと。ぜひ、しっかり進めていただきたい。

◎山口委員

いまに関連して、わたしも最初に質問したと思うのですが、景観計画っていうのは自然保護だとか景観を守るってことと、経済発展だとかどうやってバランスをとっていくとか、色々あると思うのですけれども、いまのような審議員あるいは行政の指導でどこまでブレーキというか正しく景観を守っていくっていうか、その辺の数値目標を本当に掲げられれば、いいのですけれども。拘束力っていうのはないわけですね。だからこの表現やなんかを色々みても、努力しますっていうか、そういう表現になっちゃうわけですね。最初からずっと疑問に思っていたのですが、みんなで守っていくっていうか、そういった心がけが最終的な合意点になるのですか。

◎事務局（湯本係長）

はい。なかなか景観等についての難しい部分がございますが、この景観計画についても冒頭にも色々書いてございますが、ゆるやかにこういった方向にしめす計画と。景観をこういう風にしていきたいと思いますという計画になってしまっているのが現状でございます。ただ、「美しいまちづくり景観条例」でも謳ってございますが、どうしても大きなものといえますか、届出の対象行為といったものがございます。そういったものに形成基準等も示してございますので、これに違反した場合については、景観審議会の方にかけて、勧告をさせていただいたり、変更の命令をさせていただくといったことはございます。95 ページを見ていただきますと、こちらの方に届出の審査手続きが載ってございます。対象行為があった場合には通常は市の方から、ここについては基準に則っていないので、もうちょっとこうに変えてくださいとか、ここのところはこうですねとかいうように、できるだけ則った形で届出を出していただくように協議はさせていただいております。ただ、それでも基準に沿っていただけないものに対しては、不適合ということで審議会の方でご意見をいた

だきながら勧告をさせていただいたり、変更の命令をさせていただくといったことになるということです。それに違反したものに対しては、罰則の規定もあるということですので、一概に全部ないわけではないのですが、そういったことで行っている場合もあることはありますので、それ以外は、努力義務といいますか、このようにしてくださいということになってしまいますけれども。

◎吉澤会長

景観って言葉自体が難しいよね。イメージがそれぞれ違いますので。なかなか難しい。目的とするものは、大規模なものが変に起こらないようにということまず、頭だと思ふのですよね。あと、市民の皆さんにこのような意識を持ってくださいますかってことで、この計画があるってことをどのように地元の人たちに知らせるかっていう、そういうところが大事になってくるのではないかと思います。

じゃあ、石井さん、お願いします。

◎石井委員

はい。先ほどの話に戻ってしまって申し訳ないのですが、地図の見やすさという面におきまして、54ページの方針図ですとか、あるいは57ページの方針図。このへんのところが、何か目印になるようなものがはっきりしないと。もしできれば先ほどあったような主要な道路ですとか、新幹線みたいなものをいれたらどうでしょうかっていうのがまず一つです。

それともう一点なのですが、大変この計画、千曲市の文化、歴史、地理、すべてのものを網羅して、大変素晴らしい資料だと思います。景観審議だけに使わないで学校の教育ですとか、そういったものにも十分に使えるのではないかと思います。それによって、小学生の地域に対する理解度も深まると思います。

それと、もう一点。最近、千曲市でロケツーリズムが宣伝されておりますけれども、そのようなこともどこかに記入できればよろしいのではないかと思います。以上です。

◎吉澤会長

はい。事務局お願いします。

◎事務局（湯本係長）

はい、それではいま、石井委員さんからご指摘のありました54ページから57、60ページまでですが、これもこういった分け方がよろしいのかどうかということもあったのですが、前回の計画からもそうなのですが、52ページをご覧いただければと思いますが、52ページに山里・高原地域、田園地域、都市地域、または沿道地域ということで、以下のように区分をいたしますということで、この区分を細分化してございます。色塗り等についても、高速道路だとか、そういったものも表記すればいいのですが、各区分の中に入れてし

まっているという部分もございまして。見やすくできればということで間に線を入れてみたり、田園地域につきましては、千曲川が流れておりますので、千曲川を水域として入れてみたりしたのですが。

◎石井委員

千曲川くらいは入った方がいいですかね。

◎事務局（小根澤部長）

千曲川があれば、右岸左岸がイメージできて・・・。

◎事務局（湯本係長）

わかりました。千曲川の堤内地については田園地域と位置付けられておりますが、水域等については、千曲川を真ん中に全部入れておけば目印になるかという部分もございまして千曲川を全部入れさせていただくといった方向でよろしいでしょうか。

◎石井委員

はい。そのように検討をお願いします。

◎事務局（湯本係長）

はい。ありがとうございます。

◎事務局（湯本係長）

それと、学校の教育にも使えるのではないかとのご提案をいただきまして、ありがとうございます。こちらも今回改定がOKになりましたら、市のホームページ等でも見られる形をとると、教材としてでも学校の方へ提出できるようにさせていただければと思っております。

あと、ロケツーリズムの関係も入れたらどうかというお話もございましたので、観光面等の部分で、どこか入れられるところがあれば入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎吉澤会長

はい。いいですか。事務局の方は。

◎事務局（湯本係長）

あ、はい。先ほど、ロケツーリズムの関係についても全体的なところに入れるのか、個々に入れるのか、ページが増えてくるところもございまして、入れられるようでしたらと

というのがいいかどうかわかりませんが、検討させていただければと思っております。

◎吉澤会長

はい、小宮山さん。

◎小宮山委員

はい、15 ページですが、ここに千曲市の景観特性ということで、眺望景観とか、地域別、公共の空間とかありますけれど、地域別の景観の中の山里、田園、都市とありますが、その下の沿道景観。これはあくまでも例えば、しなの鉄道だとか、篠ノ井線だとかそういうところから見える景観というものは、この沿道というところだと、そういったものも非常に大事だと思っているのですが、そういうものは入らないのではないかと思うのですが。そういうところは、要するに鉄道線沿線ということを入れれば、沿道沿線とか、あるいは沿線ってやれば、道路と鉄道全部入るわけです。なので、篠ノ井線とか、しなの鉄道とか、その沿線、眺望というものは景観にかなり大きな影響を与えていると思いますので。沿道ですとこの説明にありますように、幹線道路沿道の建築物、農地によって構成される景観ってことになるわけですから。これならこれだけでもいいのですけど、ぜひとも鉄道の関係を入れていただきたいと思うのですけれども。いかがでしょうか。鉄道の関係をもし入れるとすれば、沿線とういうことになれば、文章的にも、沿線というのは、鉄道と幹線道路と、両方入るから沿線計画、景観、それから大体景観というのは道路から見る道路間際とか、すぐそばにある田んぼとかは当然景観になるわけですが、そこから少し離れたところの景観というか、眺望が景観ということになると思いますので。そうなりますとやはり篠ノ井線から見下ろす景観とかですね、しなの鉄道からもあんずの里も見えるでしょうし、千曲川の河川も見えるでしょうし、そのそばにある農地の景観など、しなの鉄道を利用する人からすれば景観が悪ければ、千曲市の印象が悪くなるでしょうし、そういうものもできるだけ規制じゃないけど、沿道景観または鉄道景観とか、沿線景観とかってしていただいて、幹線道路、鉄道等からの河川地域もありますけれども、建築物・農地によって構成される景観ってふうに手直しされればよろしいと思いますけれども。皆さんいかがでしょう。

◎事務局（湯本係長）

はい。15 ページの沿道景観について、沿道、沿線等景観等ということでご指摘をいただきましたが、申し訳ありません。こちらの地域別の景観ということで、山里・高原景観、こちらは先ほどご覧いただきました52 ページ以降になりますけれども、地域別の景観といたしまして、こうした4つに区分させていただいております。沿道地域というものについては、現在高速自動車道、一般国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路の幅員 16m以上の道路の両側の 30mの地域について沿道地域ということで、そちらの形成基準を設けています。

先ほど委員さんの方からご指摘のありました鉄道とかそういった沿線の部分については、15 ページで申し上げますと、眺望景観といったようなところに位置づけをさせていただいてございます。

◎小宮山委員

25 ページから 27 ページに沿道景観って写真ありますよね。

この、幹線道路、国道だとか沿道からみた景観だとかっていう絵が 25、26、27 まであるのですが、この写真から見ても道路からだけの景観じゃなくて、鉄道からの景観っていうのも非常に重要だと思いますけど。しなの鉄道と篠ノ井線ですけど、そういうものは、分けてあるのだから入っていればいいけれど、入ってないので。沿道っていうと鉄道は入らないから、いま沿線って言ったんだけど。沿道って言葉をどうしても使いたいなら、山里・高原とっているように、沿道・沿線というふうにされればいいのではないかと思います。いかがですか。鉄道とかそういうものはいま、どこで表現されているって言っていましたか。

◎事務局（湯本係長）

基本的には、一番多いのは眺望景観ってことで、例えば 50、51 ページに眺望のよい高速道路、眺望のよい鉄道、しなの鉄道については、こちらの方に表記はされておきませんが、高台からの主要な眺望点だとか平地からの眺望点ということで、示させていただいております。

◎小宮山委員

眺望景観の中に、しなの鉄道とか篠ノ井線については入れてあるということですか。

◎事務局（湯本係長）

新幹線とか、橋梁関係にございましては、橋梁の中にもございしますが、屋代橋梁とかですね、そういったものは入れてはございます。鉄道の沿線の景観も入れたどうかというご指摘につきましては、今回、この中に入れ込むというのは難しいかなというのが、正直なところでございますが、今後、そういったものをここに入れ込むことができるようであれば、また、検討させていただきますが、実は、前回の計画からもそうですが、組み立ての中で沿道景観とうことで、その山里・高原、田園、都市景観の中に沿道地域の道路にかかる部分については、上乗せの規制がかかっているという区分がございまして。そういった部分についても、全部入れ替えて、全部修正を行わなくてはならないという部分が出てまいりますので、それが適当かどうかということも含めて今後検討させていただければと思います。ただ、今回、景観計画の見直しをさせていただいている中で、いま、それを言うかどうかということもございしますが、4 ページをご覧ください。もっとこういったものも

検討が必要であれば、検討をさせていただくのもいいのですけれども、時間的な余裕もございまして、今回の中では、そこまで研究ができないということもございますので4ページの上の文章の下から2番目のところに、「個別事項の決定等を随時行ない、常に成長する計画とします。」とございます。何かそういった変更が必要になったものですとか新たに景観の中でそういった位置づけが必要ではないかといったものがあれば、今後、5年、10年といわずに変更をかけていけるものと認識をしておりますので、また、ご相談をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉澤会長

はい。こういうこともあり得るので。これ、20年にだしてその後また見直ししたからシール貼ってあるのですけれども、そういう感じもあるでしょうし、次の10年後の計画に反映するよう内部での調整も色々あると思うので、そういうものも諮ってまた次の計画に。今回は今までたたき上げてきたものもございまして、そういうことでよろしいですか。

◎小宮山委員

はい。

◎吉澤会長

次、武井委員。

◎武井委員

いま、若干関係あるかどうか、ランドマークとしてとか橋梁景観としての千曲橋、24ページ、64ページに出て参っているわけでございますけれども、今現在、JR東日本の、「TRAIN SUITE 四季島」が今年も姨捨の方に入って参るようでございます。去年よりも多く入る予定とのことでございます。姨捨に来る理由というのは、やはり姨捨伝説ですとか、棚田が。それと夜入ってくるというのは、やはり夜景というものがメインとして捉えられているのかなと感じているところなのでございますけれども、実はこの夜景というのは、ここで触れられていないのかなと思うのですがどうでしょうか。

◎事務局（湯本係長）

はい。16ページにまず、写真として姨捨サービスエリアからの夜景ということで、こちらに写真を載せさせていただいておりますのと、文章の中では、前審議会のときにこういった意見をいただきまして、入れ込んでございますが・・・。

◎武井委員

触れていただひてあれば結構でございます。

◎事務局（湯本係長）

ちょっと探させていただいて、わかりましたらまたお伝えさせていただきます。

◎武井委員

さきほど山口さんも言われた関係のことですが、こちら計画でございますので、現状を把握して新たな目標を定めて行動していくという指針を示していくということが、この計画かということと思うわけであります。この中にも第5章中に、例えば46ページとか、71ページとか、73ページ、75ページの方に、それぞれの地区における取り組みですとか、検討課題が表記されております。実際の景観形成を行って行く活動につきまして、このこういった課題に対する諸問題の克服というのが、実は一番重要なことなのではないかと思うところでございます。とするならば、こういった課題の取り組みとか、こういった課題を市民の方に認知していただくような、そういったクローズアップする方法といったことを示せないのかなといった疑問があるのですけれども、単に計画に終わらないで、実際に市民の問題として捉えていただいて、みんなでそういったものをつくりあげようという、そういった行為となっていくと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎事務局（湯本係長）

はい、ありがとうございました。いま、市民の方にクローズアップしたり、市民もよりよく計画を実行できるような形ということも踏まえてというようなことだと思いますが、今回、計画が策定、今回OKになりましたら、公告をさせていただくとともに、市報等でもこういった計画が新たに改正になりましたということで、市民の皆様幅広く周知をさせていただきたいと思っております。また、ホームページ等にも公開をしまして、常に周知をさせていただく予定でございますが、それだけではなかなか市民の皆様の中にはそんな計画があったのかといった方もいらっしゃるかと思いますので、先程、学校教育の方に使うといったお話もさせていただきましたが、そういったものも含めて、できるだけ市民に周知して、市民意識また、行政も事業者もそういった意識を高めるような啓発活動も今後、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉澤会長

はい。馬場さん、どうですか。

◎馬場委員

はい。皆さんの言っている意見によく出ていると思ひますけど、周知して市民の方どういった形で運用推進を行っていくかというお話の中で、図書館へ一冊ずつ置くということはできるのですか。

◎事務局（湯本係長）

はい。先ほど、会長さんには説明させていただいたのですが、初めは冊子印刷はダメだということで一回ストップがかかったのですが、結果的に冊子印刷ができるようになりましたので、図書館とか、そういったところにもお配りする予定で進めております。

◎山口委員

あの、いいですか。

◎吉澤会長

はい。

◎山口委員

今の議論の中で、こういった計画は出来上がった。はい完成終わり。というような態度は、われわれもとってはいけないし、武井委員さんからも発言がありましたけれども、行政さんは、協働という視点で物事を考えておられますので、計画と事業者と市民といったものが一体でこういったものに取り組んでいかないと、いい結果が得られないと思いますので、ぜひこういった啓発活動っていうのも地道にやっていただきたいなというように申し添えておきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

◎吉澤会長

はい。塚原さん、いかがですか。

◎塚原委員

はい。皆さんから細かいところいろいろとご指摘が出たので、私の方からは、特にございません。これで直していただければいいと思います。

◎吉澤会長

はい。じゃあ、佐々木先生まとめてください。

◎佐々木委員

先ほど出た課題への対処というのは、実は馬場さんも覚えておいでかと思いますが、最初、作ったときからの検討課題なのです。山口さんもおっしゃったとおり、作って終わりではなくて、次はこの課題にどう対処していくのかって、ぜひそれも含めて進めていって欲しいと思います。あと、もう一つ景観計画に対して要望なのですが、先ほど学校教育の方でも使ったらいいのではないかという、ありがたい意見が出たのですけれども、ぜひ、

地図のスケールバーは全部入れて欲しいということです。10キロがどれくらいの長さなのか。千曲市全体図の大きいのも小さいのもありますし、地区別の地図もあります。1キロとか10キロとか、その地図でどれくらいのセンチになるのかを入れていただくと、学校教育でも何でも使いやすいと思いますので、可能でしたらお願いしたいと思います。以上です。

◎吉澤会長

前回の計画には 方位とスケールが全部入っているので、これをはめ込めないかな。

◎事務局（湯本係長）

今のお話の中では、全部の図面にということでしょうか。

◎佐々木委員

可能な範囲で。そんな細かい話じゃなくて、大雑把に1キロがこのくらいってわかればいいのです。

◎吉澤会長

前のもね、こんな大雑把なものだよ。方位も微妙に違っているかもしれないけど、上が北で。

◎事務局（湯本係長）

前回のものには全部入っていて、結構ごちゃごちゃとしている部分がありました。正直申し上げると、その方位というか縮尺が、図面の大きさが違うのですけれども、縮尺図の中に何キロってというのが合っていないというものがいくつかございました。今回も千曲市の図面が大小かなりございますが、できるだけ入れる方向で、邪魔にならない程度にと考えておりますが、そんな形でもよろしいでしょうか。

◎佐々木委員

たぶん、細かくやったら違うと言われると思うけど、10キロとかそういう具合だと、誤差の範囲って話になりますので。

◎吉澤会長

佐々木先生、10キロだとちょっと幅とりすぎちゃうから。

◎佐々木委員

あ、本当に。

◎吉澤会長

4キロがいま限度ですね。きっと。

◎事務局（湯本係長）

はい。ではご指摘いただきましたが、例えば10ページとか、いくつか方向を変えて上から見たような図面にしているものもございませう。こういったものについては、入れられないかと思いますが、全体的な通常の市の形をとったものについては、方位と縮尺関係をおおまかな形で入れさせていただくような形で考えて、変更させていただければと思います。その他の分布図、資源の分布図についても、そのような形をとるということによろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

それと、先ほどの夜景の関係の文言なのですが、明確に一番初めに入っているのが2ページの1)6行目です。姨捨以降になりますけれど、姨捨駅から見える美しい棚田や夜景、というようなことで文書とすれば、こちらにまず夜景が入っています。写真は先ほどの部分と。あと、すぐにわからなくて申し訳ございませんが、もう一か所くらい中には……。

◎吉澤会長

あの、46ページに今活動しているものところに星や夜景の観察会とか。音のサウンドスケープとか載っています。

◎事務局（湯本係長）

以上でございます。

◎吉澤会長

では、いくつか載っているということで。一通りご意見をいただきました。修正点がいくつか出てきたのですが、部分的なたたき台になるべき今日見た冊子ですけれども、今のような修正点を直していただいて、提出するというところで。部分的に原案どおりのもので承認するという形によろしいですか。それじゃ、そういうことで。ちょっと時間的にも、大変タイトな感じにはなっちゃいますけれども、なんとかやっていただいて、年度内に完成していただければというふうに思います。そうすれば、次は最初にもお話ししましたけれども、この審議会の諮問を受けている審議会の答申として、市長あての答申としたいと思うのですけれども、ご異議はありませんか。

◎委員

異議なし。

◎吉澤会長

それでは、そういうことでありましたら、これから答申書を作成したいと思いますので、少し休憩いたします。

休憩

◎吉澤会長

それでは会議を再開したいと思います。

◎事務局（湯本係長）

会長、すみません。

◎吉澤会長

はいどうぞ。

◎事務局（湯本係長）

先ほど石井委員さんの方からございました、ロケツーリズムのお話がありましたけれども、46 ページに、いま、映画とかドラマの撮影がされておりますので、取り組みが行われているものに、映画、ドラマ、CMなどのロケ地ということで、こちらの方にそういった文言をいれさせていただきました。以上です。

◎吉澤会長

言葉としては、ロケツーリズムとはなっていませんが、一応そういうふうにして誘致していますという活動は紹介されている。はい。ありがとうございます。

それでは、いま、事務局の方で答申書の案が出てきましたので、見ていただいて。今日、先ほど皆さん言っていた意見を反映させたものについての答申ということになるかと思いますが、たたき台の基が全然ダメだということになるとなかなかできないのですけれども、ここまで皆さんもいろいろ言っていて、修正を積み重ねてきたものですから、こういった形でいきたいということですが。答申書の案としまして、次のところに

答申書

平成30年7月4日付で諮問のあった下記案件について本審議会において慎重に審議しました結果、このとおり答申する。

記

一つ、千曲市景観計画の改定について、千曲市景観計画の改定については、原案のとおり承認する。

平成31年3月19日

千曲市景観審議会 会長 吉澤 政己

千曲市長 岡田 昭雄 様

という形でありますけれども、これで答申を出すこととなりますが、よろしいでしょうか。

◎委員

異議なし。

◎吉澤会長

それでは、我々の段階で承認しましたということで、案を消していただいて、消したものをまた作成していただいて、市の方に提出するということとなりますので、少し休憩します。何分までにしますか。

はい、それでは、あちらの時計で40分を目途にお願いします。

休憩

◎吉澤会長

会議を再開させていただきます。

答申書の案を先ほど承認させていただきましたので、答申書そのものがきましたので、副市長さんの方にお渡ししたいと思います。

答申書

平成30年7月4日付で諮問のあった下記案件について本審議会において慎重審議の結果、下記のとおり答申する。

記

一、千曲市景観計画の改定について 千曲市景観計画の改定については、原案のとおり承認する。

平成31年3月19日

千曲市景観審議会 会長 吉澤 政己

千曲市長 岡田 昭雄 様

よろしく申し上げます。

写真撮影

拍手

◎吉澤会長

それで、いま、訂正したところについて、一応できたかどうかという確認の方は、皆さんにお配りしてというと、大変になってしまいますので、私に一任していただければと思います。それで、それを印刷にかけるということなので、印刷物でできたものを皆さんにお配りするということにさせていただきたいのですが、よろしいですか。

◎委員

異議なし。

◎事務局（宮尾課長）

それでは、皆さん、副市長からお礼の挨拶をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎山本副市長

岡田市長が別の公務で出かけておりますので、私、副市長の山本高明と申しますが、代わってご挨拶したいと思います。

ただ今は、「千曲市景観計画の改定について」吉澤会長さんをはじめ、委員の皆様の慎重審議によって、適切なお答申を賜り、心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。この計画には、上位計画である第二次千曲市総合計画や第二次国土利用計画（千曲市計画）、本計画と同時期に見直しを行いました千曲市都市計画マスタープランの内容を反映させていただいたものであります。

今回お答申をいただきました「千曲市景観計画」は、千曲市らしい景観形成の道筋となる基本的な方針や施策、それから規制となるものです。

申すまでもなく、千曲市の景観は、大地が育む豊かな自然と、そこに住む人々の生業と生活によって培われた歴史や文化によって形作られまして、現代に至るまで脈々と伝えられてきた固有の資源でございます。この景観を市民共有の財産として捉えまして、本計画を基に今後のまちづくりに活かし、千曲市独自の景観形成に努めていきたいと思っております。

今後も委員の皆様にはさまざまな角度から千曲市の景観についてご意見をいただき、またご教授をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、一言申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

拍手

◎吉澤会長

以上で、そういう段取りにしましたので、本日、議事の方はすべて終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が無事に全て終了しましたことに、感謝申し上げます。ありがとうございました。

◎事務局（宮尾課長）

吉澤会長ありがとうございました。ただいま、答申をいただきました千曲市景観計画改定版につきましては、市民の皆様に広く周知するため、3月の下旬には、公告をする予定でございます。その後、また、冊子の印刷ができて、ホームページの方にもアップして参りたいと思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次第の4でございます。その他でございますが、委員さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、第10回千曲市景観審議会を閉会といたします。委員の皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

平成31年3月19日